

犯罪収益移転防止法 第6条の規定に基づく「確認記録」(参考様式)

保存期間 7年

個人用

取引時確認を行った取引の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 売買	No.		取引時確認を行った者		確認記録を作成した者	
----------------	--	-----	--	------------	--	------------	--

\* 下表については、項目の選択で複数に該当する場合、該当する全ての□にレ点を記入して下さい。

1. 顧客の確認

本人特定事項	(フリガナ)氏名			住居		
	生年月日	昭和・平成 西暦	年 月 日生			
通称名を用いる場合	通称名			理由		
本人確認書類	[A]	<input type="checkbox"/> ①運転免許証/運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ②個人番号カード/住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> ③パスポート/乗員手帳 <input type="checkbox"/> ④在留カード/特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類(写真有) (名称)		<input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類(写真有) <input type="checkbox"/> ⑦その他 [B] ※追加的措置が必要 <input type="checkbox"/> ①健康保険証/国民年金手帳 <input type="checkbox"/> ②印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> ③その他 (発行者)	[C] ※取引関係文書を転送不要郵便等で送付 <input type="checkbox"/> ①住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> ②戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> ③官公庁発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ④外国政府・国際機関発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ⑤その他 (記号番号) *個人番号カードの場合は有効期間を記入	
	現住居を確認した補完書類	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 (名称)		<input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類 (発行者)	<input type="checkbox"/> ⑦その他 (記号番号)	
	※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	[B] 追加的措置 追加的措置(イ・ロ)に用いた書類		<input type="checkbox"/> イ他の本人確認書類又は補完書類の提示 (名称)	<input type="checkbox"/> ロ他の本人確認書類又は補完書類の送付 (発行者)	<input type="checkbox"/> ハ取引関係文書を転送不要郵便等で送付 (記号番号)
	<input type="checkbox"/> 外国PEPsに該当	(該当すると認めた理由)				
取引目的	<input type="checkbox"/> 買主	<input type="checkbox"/> 居住用 <input type="checkbox"/> 事業用 <input type="checkbox"/> 投資用 <input type="checkbox"/> セカンドハウス <input type="checkbox"/> その他 ( )			申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 売主	<input type="checkbox"/> 買い替え用 <input type="checkbox"/> 転勤 <input type="checkbox"/> 資産売却 <input type="checkbox"/> 相続対策 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
職業	<input type="checkbox"/> 会社役員/団体役員 <input type="checkbox"/> 会社員/団体職員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 無職 <input type="checkbox"/> その他( )				申告を受けた日付 (確認を行った日付) 年 月 日	
	確認方法	<input type="checkbox"/> 対面取引 <input type="checkbox"/> 非対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分 原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日	本人確認書類(写し)の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		[B]ハ又は[C]の場合 取引関係文書の交付方法/日付 <input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 直接交付 年 月 日

2. 代理人の確認

本人特定事項	(フリガナ)氏名			住居		
	生年月日	昭和・平成 西暦	年 月 日生			
顧客との関係						
顧客のために取引の任に当たっていると認めた理由	<input type="checkbox"/> 同居親族又は法定代理人 <input type="checkbox"/> 委任状等 <input type="checkbox"/> TEL・FAX・mailでの確認 <input type="checkbox"/> その他 ( )					
本人確認書類	[A]	<input type="checkbox"/> ①運転免許証/運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ②個人番号カード/住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> ③パスポート/乗員手帳 <input type="checkbox"/> ④在留カード/特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類(写真有) (名称)		<input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類(写真有) <input type="checkbox"/> ⑦その他 [B] ※追加的措置が必要 <input type="checkbox"/> ①健康保険証/国民年金手帳 <input type="checkbox"/> ②印鑑登録証明書 <input type="checkbox"/> ③その他 (発行者)	[C] ※取引関係文書を転送不要郵便等で送付 <input type="checkbox"/> ①住民票の写し又は記載事項証明書 <input type="checkbox"/> ②戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> ③官公庁発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ④外国政府・国際機関発行書類(写真無) <input type="checkbox"/> ⑤その他 (記号番号) *個人番号カードの場合は有効期間を記入	
	現住居を確認した補完書類	<input type="checkbox"/> ①本人確認書類 <input type="checkbox"/> ②公共料金の領収書 <input type="checkbox"/> ③社会保険料の領収証書 (名称)		<input type="checkbox"/> ④国税・地方税の領収書・納税証明書 <input type="checkbox"/> ⑤官公庁発行書類 <input type="checkbox"/> ⑥外国政府・国際機関発行書類 (発行者)	<input type="checkbox"/> ⑦その他 (記号番号)	
	※本人確認書類に現在の住居の記載がない場合	[B] 追加的措置 追加的措置(イ・ロ)に用いた書類		<input type="checkbox"/> イ他の本人確認書類又は補完書類の提示 (名称)	<input type="checkbox"/> ロ他の本人確認書類又は補完書類の送付 (発行者)	<input type="checkbox"/> ハ取引関係文書を転送不要郵便等で送付 (記号番号)
	<input type="checkbox"/> 外国PEPsに該当	(該当すると認めた理由)				
確認方法	<input type="checkbox"/> 対面取引	原本の提示を受けた日付/時刻 年 月 日 時 分			本人確認書類(写し)の添付 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	<input type="checkbox"/> 非対面取引	原本又は写しの送付を受けた日付 年 月 日				[B]ハ又は[C]の場合 取引関係文書の交付方法/日付 <input type="checkbox"/> 送付 <input type="checkbox"/> 直接交付 年 月 日

備考1 添付資料又は本人確認書類の写しを確認記録に添付する場合、当該書類に記載がある事項については確認記録への記載を省略できます。

備考2 「本人確認書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。  
 [B]欄の書類(顔写真のない本人確認書類)については、原本提示に加えて、次のいずれかの追加的措置が必要です。  
 イ 他の本人確認書類又は補完書類の提示を受ける(補完書類の種類は、「現住居を確認した補完書類」欄と同様です。)  
 ロ 他の本人確認書類又は補完書類の送付を受ける(同上。)  
 ハ 取引関係文書を転送不要郵便等で送付する  
 [C]欄の書類については、原本提示を受けた場合でも別途取引関係文書を転送不要郵便等で送付する必要があります。

A	① 運転免許証 運転経歴証明書	運転経歴証明書(道路交通法第104条の4第5項)は、H24.4.1より本人確認書類に追加されました。
	② 個人番号カード 住民基本台帳カード	個人番号カードは、H28.1.1より本人確認書類に追加されました。 本人特定事項(氏名、住居、生年月日)が記載された個人番号カード表面の提示を受けます。 個人番号(マイナンバー)が記載されたカード裏面の提示を受ける必要はありません。 個人番号を書き写したり、カード裏面の写しを取らないように注意が必要です。 本人確認書類の記号番号欄には、個人番号ではなく、カードの有効期間を記入します。 個人番号の「通知カード」は、個人番号カードとは異なり、本人確認書類・補完書類として認められていません。 住民基本台帳カードは、個人番号カードに切り換えるまでは、引き続き本人確認書類として有効です。
	③ パスポート 乗員手帳	氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。 *「乗員手帳」は、出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定される手帳です。
	④ 在留カード 特別永住者証明書	入管法等の改正により、在留資格をもって日本に中長期に在留する外国人及び特別永住者は、従来までの「外国人登録証明書」に代えて「在留カード」又は「特別永住者証明書」を所持することになりましたので、同法施行日のH24.7.9より、これらの書類が本人確認書類として活用されることとなりました。 なお、従来の「外国人登録証明書」も、同法施行後の一定期間(一部を除き、最長でH27.7.8迄)は「在留カード」等とみなされ、引き続き本人確認書類として活用できます。
	⑤ 官公庁発行書類 (写真有)	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ当該官公庁によりその者の顔写真が貼付されているものに限りです。(例：宅地建物取引士証 など)
	⑥ 外国政府・国際機関 発行書類(写真有)	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があり、かつ発行機関によりその者の顔写真が貼付されているものに限りです。 *国際機関には、国際連合やIMF(国際通貨基金)、世界銀行等の機関が含まれます。
	⑦ その他	「本人確認書類」の[A]欄の①～⑥のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 ・身体障害者手帳／精神障害者保健福祉手帳／療育手帳 ・戦傷病者手帳
B	① 健康保険証 国民年金手帳	健康保険証に該当するものは次のとおりです。 ・国民健康保険 ・健康保険 ・船員保険 ・後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証 ・健康保険日雇特別被保険者手帳 ・国家公務員共済組合又は地方公務員共済組合の組合員証 ・私立学校教職員共済制度の加入者証 *当該自然人の氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。
	② 印鑑登録証明書	本取引の申込み・承諾に関する書類に顧客が押印した印鑑に係る証明書が対象となります。
	③ その他	「本人確認書類」の[B]欄の①～②のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 ・児童扶養手当証書／特別児童扶養手当証書 ・母子健康手帳
C	① 住民票の写し又は 記載事項証明書	「住民票の記載事項証明書」とは、地方公共団体の長が住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類のことをいいます。
	② 戸籍謄本又は抄本	抄本は、戸籍の附票の写しが添付されているものに限りです。
	③ 官公庁発行書類 (写真無)	官公庁から発行され、又は発給された書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。個人番号の「通知カード」は、本人確認書類・補完書類として認められていません。
	④ 外国政府・国際機関 発行書類(写真無)	日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類、その他これに類するもので、氏名・住居・生年月日の記載があるものに限りです。
	⑤ その他	「本人確認書類」の[C]欄の①～④のほか、以下の書類も本人確認書類として活用できます。 ・印鑑登録証明書 *本取引の申込み・承諾に関する書類に顧客が押印した印鑑以外の印鑑に係る証明書

備考3 「現住居を確認した補完書類」の欄は、以下を参考に、該当する項目の□にレ点を記入してください。

② 公共料金の領収書	日本国内で供給される電気・ガス・水道等に係る料金の領収書のほか、固定電話の利用料金やNHKの受信料にかかる領収書も該当します。
③ 社会保険料の領収証書	所得税法第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書が該当します。
④ 国税・地方税の領収書・納税証明書	所得税・住民税等の領収証書又は納税証明書が該当します。
⑤ 官公庁 ⑥ 外国政府・国際機関 発行書類	備考2[C]参照。

備考4 「本人確認書類」及び「現住居を確認した補完書類」並びにハイリスク取引の場合の「追加で行う本人特定事項の確認」及び「資産・収入の状況に係る確認」の欄には、確認に用いた書類の「名称」(レ点を記入した例示で書類が特定される場合は不要)・「発行者」・「記号番号」を所定の欄に記入してください。

備考5 「確認方法」欄の「対面取引」における原本提示を受けた「時刻」は、その原本の写しを確認記録に添付する場合には記入不要です。

備考6 「非対面取引」として行う場合には、必ず本人確認書類又はその写しを確認記録に添付してください。

備考7 電子署名法、公的個人認証法の規定により電子証明が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法等により本人特定事項の確認を行ったときは、当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証明するに足る電磁的記録を、確認記録の添付資料とする必要があります。